

れいわ ねんどぼん
令和8年度版

ほっかいどうもんべつこうとうようごがっこう
北海道紋別高等養護学校

せい ところ え
生徒心得

はじめに

この「生徒心得」は、皆さんが安全で安心な学校

生活を送るための約束事が書かれています。

よく読んで、一人一人が約束を守り、皆さんが楽しい

と思える学校生活を創っていきましょう。



もくじ
目次

1	<small>こうくん</small> 校訓について	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2	<small>せいとぞう</small> 生徒像	・ ・ ・ ・ ・	P 3
3	<small>こうしょう</small> 校章について	・ ・ ・ ・ ・	P 3

せいとこころえ
生徒心得

1	<small>がっこうせいかつ</small> 学校生活について		
(1)	<small>につか</small> 日課	・ ・ ・ ・ ・	P 4
(2)	<small>れいぎ</small> 礼儀	・ ・ ・ ・ ・	P 4
(3)	<small>じりつ</small> 自立	・ ・ ・ ・ ・	P 5
(4)	<small>なかま</small> 仲間	・ ・ ・ ・ ・	P 5
(5)	<small>えいせいめん</small> / <small>あんぜんめん</small> 衛生面 / 安全面	・ ・ ・ ・ ・	P 5
(6)	<small>けいたいでんわ</small> / スマートフォン	・ ・ ・ ・ ・	P 6
(7)	<small>も</small> <small>もの</small> 持ち物	・ ・ ・ ・ ・	P 6
2	<small>ふくそう</small> / <small>み</small> 服装 / 身だしなみについて		
(1)	<small>せいふく</small> 制服	・ ・ ・ ・ ・	P 7
(2)	<small>さぎょうふく</small> 作業服	・ ・ ・ ・ ・	P 10
(3)	ジャージ	・ ・ ・ ・ ・	P 10
3	<small>ぶかつどう</small> 部活動について	・ ・ ・ ・ ・	P 11
4	<small>こうがいせいかつ</small> <small>かん</small> 校外生活に関する事	・ ・ ・ ・ ・	P 12
5	<small>ちようかいとう</small> <small>きてい</small> 懲戒等の規程	・ ・ ・ ・ ・	P 13
	<small>さんこうしりょう</small> <small>ほうりつ</small> 【参考資料 法律について】	・ ・ ・ ・ ・	P 17

1 校訓について

○明朗（明るく朗らかな雰囲気をつくる生徒）

○誠実（互いを信頼し、誠実な態度で接する生徒）

○全力（心身を整え、自己実現に向けて全力をつくす生徒）

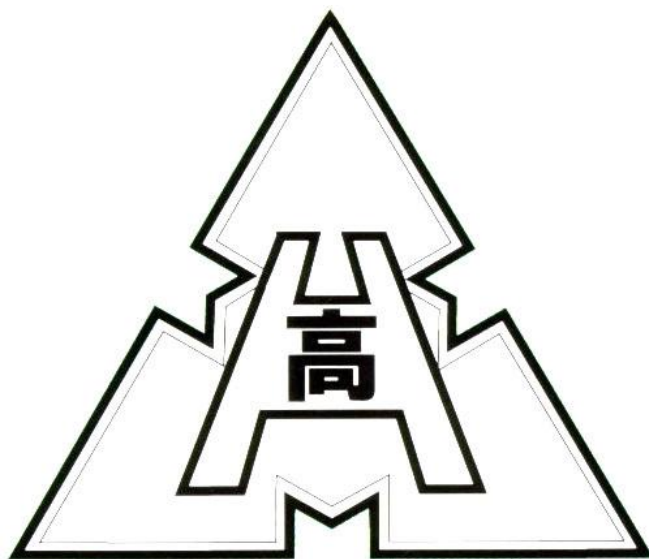
2 生徒像

①多くの人と関わり「社会づくり」に参画する力

②自分と社会の「つながり」を考える力

③「自己調整」し、目標に向けてやりぬく力

3 校章について



校章の基調となる三角形は、紋別市を全貌とする大山と校訓である明朗、誠実、全力を表している。

また、学校・家庭・地域が三位一体で歩み、社会で豊かな生活を共に送ることを目指す本校の教育像も表している。

せいとこころえ 生徒心得

1 がっこうせいいかつ 学校生活について

(1) につか 日課

- ア につか りかい じしゅてき けいかくてき こうどう
日課を理解し、自主的・計画的に行動しましょう。
- イ やす じかん き が つぎ じゅぎょう じゅんび いどう つか
休み時間は、トイレや着替え、次の授業の準備や移動のために使いましょう。
- ウ チャイムが鳴る前に、ちやくせき せいれつ
着席または整列しましょう。
- エ めんだん ぶかつどう ばあい ようけん お ばあい すみ げこう
面談や部活動などが無い場合や用件が終わった場合は、速やかに下校しましょう。

(2) れいぎ 礼儀

ア あいさつ へんじ 挨拶・返事

あいさつ あいて き じぶん つた ところ
挨拶は「相手に聞こえるように・いつでも自分から・さわやかに・伝わるように」を心が
けましょう。返事は「相手の方を向く・適切な声量で応答する」を心がけましょう。

イ たの れい 頼みごと・お礼

ひと たの ていねい ねが なに かんしゃ きも
人に頼みごとをするときには丁寧にお願いをし、何かしてもらったら感謝の気持ちを
すぐに伝えるようにしましょう。

ウ しゃがい 謝罪

しっばい しゃがい きも つた
失敗したら、すぐに謝罪の気持ちを伝えるようにしましょう。

また、しっばい かく
失敗したことを隠したり、ウソをついたりすることはやめましょう。

エ ことばづか 言葉遣い

ていねい ことばづか ところ
いつでも丁寧な言葉遣いを心がけましょう。

オ にゅうしつ しかた 入室の仕方

ホームルームきょうしついがい しょう ばあい にゅうたいしゅつじ あいさつ
H R 教室以外を使用する場合は、入退し時にノックをして挨拶をしましょう。

(3) 自立

- ア 自分の気持ちをコントロールし、相手のことを考えた行動をしましょう。
- イ 日々、目標を立て、改善しましょう。
- ウ 社会人として働き続けるイメージを持ち、自分のことは自分で行いましょう。
- エ 自分で善悪の判断ができるように学習をしましょう。

(4) 仲間

- ア いじめ及びいじめにつながることで、他人の体や気持ちを傷つける言動、相手の体を触るなどの行き過ぎた行動は、絶対に行わないこと。
- イ お互いに助け合い、恋愛や友人関係で困ったことがあれば、すぐ大人に相談しましょう。
- ウ 午後11時(23時)～翌朝午前4時に出発かないこと。(条例で外出時間が制限されていて、補導されます。)
- エ 恋愛感情を持った交際をするときは、友人や知人としての付き合いと同様に相手を思いやり、互いの人格を尊重しましょう。
- オ 相手とコミュニケーションを取るときは、適度な距離感(パーソナルスペース)を守り、プライベートゾーンは絶対に触らないこと。
- カ 物のやりとりは行わないこと。携帯電話番号やSNSのIDの交換など、必要がある場合は保護者に相談してから行いましょう。
- キ 休日どこかへ出かけたときにトラブルや事故に巻き込まれた場合、すぐに連絡をとった対応したりできるように、必ず保護者に「誰と」「どこで」「何時まで」出かけるのか伝えましょう。

(5) 衛生面・安全面

- ア いつでも清潔な服装と身だしなみに気を配って生活しましょう。
- イ 制汗剤を使用する場合は、無香性もしくは微香性の物にしましょう。
- ウ 香水、パーマ、染髪、化粧、マニキュアは禁止です。
- エ 前髪は目にかからないようにし、髪が長い場合は、作業や学習、食事などに邪魔にならないようにヘアゴムで縛ったり、ヘアピンで留めたりしましょう。
- オ 校舎内外は常に汚さないようにしましょう。また、汚した場合には速やかに拭き取るなどの対処をしましょう。
- カ 故意に物を壊すことや、壊すことにつながる行為は行わないようにしましょう。

(6) 携帯電話・スマートフォン

ア 基本的なマナーを十分理解し、相手と気持ちよく使用できるように心がけましょう。

※ 使用する上での基本的なマナー（一例）

- 無断で、他人の写真や動画を撮影したり、掲載したりしない。
- SNSのIDを相手の許可なく無断で交換をしない。また、交換を強要しない。
- 自分や他人の個人情報を公開したり、第三者に教えたりしない。
- 深夜や早朝など、相手にとって非常識な時間にやりとりをしない。
- 根拠のないうわさや、他人を誹謗中傷するような書き込みや発言をしない。
- 画面を見ながら歩いたり、自転車に乗ったりしない。
- 静かにするべき場所や施設では、マナーモードにするか電源を切る。
→ 相手の都合や気持ちを考えた使用をしましょう。

イ 使用するときには、保護者とルール（決まり）を決めましょう。

ウ 電子決済は、保護者と使い方の確認をしてから使用しましょう。

(7) 持ち物

ア 身分証明書は、校外に出る行事や帰省・帰舎のときなどには携帯しましょう。

イ 学習活動や部活動で使わない物、刃物などの危険な物は持ってこないこと。使用したい

物がある場合には、担任に相談し許可を得ましょう。

ウ 身に付けても良い装飾品は「腕時計」「ヘアゴム」「ヘアピン」「ヘアクリップ」のみです。

髪を留めるヘアゴムやヘアピン、ヘアクリップは派手な色を避けましょう。

エ 登校後または帰舎時には、貴重品を担任または寄舎に預けましょう。

オ 水分補給のために、水筒を持ってきてても良い。中身は【水・お茶・スポーツドリンク】

とします。水筒は自己管理とし、毎週持ち帰って消毒するなどして、清潔な状態を保ちましょう。

2 服装／身だしなみについて

(1) 制服

ア 正装（儀式的行事や対外的行事に着用）



【制服着用の注意点】

1. Yシャツやブラウスは、白色を着用しましょう。
2. 肌着は、派手な色を控え、白や黒、ベージュなどの色にしましょう。
3. 上靴は、黒や紺、グレー、白を基調とした色のものにしましょう。
4. スカートの腰で折らず、立ち膝をしたときに床につく長さようにしましょう。
5. 儀式的行事のときは、気温等に応じて自己選択しましょう。
 - ・靴下はふくらはぎまでの長さのものとし、黒か紺色。
 - ・黒のタイツもしくはストッキング。
6. 制服すべてを着用しても寒い場合は、上着の着用を認める。その際には、HR担任や授業担当者に確認をしてから着ることとし、華美なものは控えること。

イ ^{りやくそう}略装 ^{かききかん}(夏季期間 ^{ちやくようかのう}(おおむね6月～9月) に着用可能)

(ア) ^{りやくそう}Yシャツ略装 ^{ぎしきてきぎようじ}(儀式的行事・^{たいがいてきぎようじ}対外的行事 ^{ちやくようかのう}どちらでも着用可能)

【Yシャツ略装】
(スラックス)



【Yシャツ略装】
(スカート)



(イ) ^{りやくそう}ポロシャツ略装 ^{ぎしきてきぎようじ}(儀式的行事にのみ ^{ちやくようかのう}着用可能)

【ポロシャツ略装】
(スラックス)



【ポロシャツ略装】
(スカート)



【^{りやくそう}Yシャツ略装・^{りやくそう}ポロシャツ略装 ^{ちゆういてん}の注意点】

1. ^{てんこう}天候や^{きおん}気温に合わせて、^じ自己判断で^{こほんだん}カーディガンや^{ぬき}ニットベストの脱ぎ着をしましょう。
2. ^{すはだ}素肌や^{したぎ}下着が^す透けないように、^{した}Yシャツの下に^{はだぎ}肌着や^{ちやくよう}タンクトップを着用しましょう。
3. ^{りやくそう}ポロシャツ略装時、^{すそ}ポロシャツの裾は^だ出して^{ちやくよう}着用しても^よ良いです。

ウ 儀式的行事や対外的行事以外の場合には、^{した}下の(ア)～(ウ)の^{ふくそう}服装を認めます。

(ア) ネクタイの^か代わりに「リボン」を^{ちやくよう}着用することができます。

(イ) ブレザーの^か代わりに、「ニットベスト」(^{こん}紺かグレー) か「カーディガン」(^{くろ}黒・^{こん}紺・^{しろ}白) を^{ちやくよう}着用できます。

(ウ) 靴下は^{くつした}ふくらはぎまでの^{なが}長さのものに限らず、ストッキングやタイツを^{ちやくよう}着用できます。

(ア) ネクタイの^か代わりに「リボン」を^{ちやくよう}着用できる。



(イ) ブレザーの^か代わりに、「ニットベスト」か「カーディガン」を^{ちやくよう}着用できる。



エ ^{いこうきかん}移行期間の^{ふくそう}服装

5月と10月は、^{がつ}制服^{がつ}移行期間とし、^{せいふく}正装・^{りやくふく}略装どちらも可とします。^{きおん}気温や^{てんこう}天候に合わせて、^{ふくそう}服装を^{ととの}整えましょう。^{くわ}詳しい^{についで}日程は、^{せいとしどうぶ}生徒指導部または^{たんじん}担任より^{れんらく}連絡があります。

オ 「身だしなみ」と「おしゃれ」の違いについて

^{がっこう}学校では^{しゅうだんせいかつ}集団生活をしていきますので、^{しょうらいしゅうしょく}将来^{かんが}就職したときのことを考え、^{おしゃれ}おしゃれをするのではなく「身だしなみ」を^{いしき}意識した^{ふくそう}服装や^{かつこう}格好を^{こころが}心掛けましょう。

ア 身だしなみとは ～ ^{まわ}周りの人が^{いや}嫌な^{おも}思いをしない^{ふくそう}服装や^{かつこう}格好のこと

イ おしゃれとは ～ ^{ほんにん}本人が^す好きで^き気に入っている^{ふくそう}服装や^{かつこう}格好のこと

さぎょうふく
(2) 作業服

さぎょうふくちやくよう ちゅういてん
【作業服着用の注意点】

1. ファスナーは、胸ポケットの位置より上で閉めましょう。
2. 指定Tシャツまたは白・黒・紺色のTシャツを着用し、裾は入れましょう。
3. 安全のために、必ず作業ベルトは付けましょう。(作業帽の着用は、学科によって異なります)

(3) ジャージ

ちやくよう ちゅういてん
【ジャージ着用の注意点】

1. ファスナーは、ロゴマークの位置より上で閉めましょう。
2. 種目に合ったシューズを履くことは可とします。(ランニングシューズ・バスケットシューズ等)
3. 部活動後の下校の服装については「自己選択」とし、ジャージでの下校も認めます。
4. 運動機能を高める等の理由で、シャツの下にコンプレッションウェアを着用することは可とします。その際は、HR担任や授業担当者に相談をし、華美な色は控えましょう。

ファスナーは胸ポケットの位置より上で閉めましょう。



わるい 悪い例



みだらしく見えて、機械
さぎょう きげん
作業で危険になるため

ファスナーはロゴマークより上で閉めましょう。



わるい 悪い例



みだらしく見えて、ケ
ガにもつながるため

3 部活動について

(1) 設立

部活動や同好会の設立は、生徒からの意見やアンケートをもとに生徒指導部が考案します。その後、職員会議で協議し、校長先生が認めた場合に設立されます。

(2) 所属期間

部活動の所属期間は原則3年間です。

(3) 活動日／活動時間

活動は、基本月～木曜日の15:35～16:35とし、年間活動計画のもと行います。

(4) 入部

新2、3年生は年度末（R8年度のみ）に、新1年生は新入生歓迎会後に希望する部を選択し、保護者の同意書とともに入部届を提出し、入部が決定します。

※年度途中でも入部することはできます。

(5) 退部

退部の申し出があった場合は、H R 担任、寄宿舎担当、種目担当が協議し、承認された場合に退部が許可されます。また、特別な事情がない限りは年度途中の退部は認めません。

(6) 部活動への参加

学校および寄宿舎生活の日課を取り組んでいることが基本であるため、生活が乱れたり、ルール違反があったりした場合には、活動に参加することはできません。

また、特別な事情があり、部活動を休むときなどには、必ず種目担当の先生に理由を伝えてから休みましょう。

4 校外生活に関すること【関わる法律・条例】

(1) 飲酒

日本の法律では、20歳未満の飲酒は禁止されています。また、20歳以上の場合でも、在学中は禁止です。【20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律】

(2) 喫煙

日本の法律では、20歳未満の喫煙(加熱式タバコ含む)は禁止されています。また、20歳以上の場合でも、在学中は禁止です。【20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律】

電子タバコは、法律では禁止されていないものの、使用することで健康へ影響を及ぼすことがあります。在学中の購入や使用は控えましょう。

(3) 自動車運転免許

自動車運転免許の取得及び自動車学校への入校は、本校の「運転免許取得規程」を理解し、保護者とよく相談をした上で、所定の手続きを行いましょ。また、入校に際しては、授業に支障が出ないようにしましょ。【道路交通法】

(4) アルバイト

アルバイトは、基本的に長期休業中のみとします。本校の「アルバイトに関する規約」を理解し、保護者とよく相談をした上で、所定の手続きを行いましょ。【労働基準法/職業の許可】

(5) 外出時間の制限について

午後11時(23時)～翌朝午前4時には外で出歩かないこと。特に外出の機会が増える長期休業中は、保護者に外出先や時間を伝えましょ。【北海道青少年健全育成条例】

5 北海道紋別高等養護学校生徒の懲戒等の規程

(名称)

第1条 この規程は、「北海道紋別高等養護学校生徒の懲戒等の規程」という。

(主旨)

第2条 この規程は、学校教育法第11条、同法施行規則第26条及び北海道立特別支援学校学則第22条並びに第23条に基づき、本校生徒としての本分に反する行為があった場合に、懲戒等を行うための規程である。

(目的)

第3条 この規程は、卒業後、自立し社会参加する本校生徒が、法令等と刑罰等の在り方、法令の遵守、社会のルールやマナー及び公衆道徳等を守る学習のために、教育的配慮のもとに活用することを目的とする。

2 この規程は、自他ともに健康で安全な学校生活及び寄宿舎生活を送ることができるように、懲戒等を行うことを目的とする。

(懲戒等の種類)

第4条 懲戒の種類は、次の各号に挙げるものとする。

(1) 退学

(2) 停学（登校を許可しない）

(3) 訓告（校長説諭）

2 次の各号については、懲戒に準ずるものとする。

(1) 自宅謹慎（自宅で課題学習）

(2) 登校謹慎（授業には出席せず、校内で個別の課題学習）

(3) 自主退学じしゅたいがくの勧告かんこく

(4) 退舎たいしゃ

3 その他、次の各号の教育的措置た つぎ かくごう きょういくてき そ ち こうを講じるものとする。

(1) 個別指導こべつしどう

(2) 行動こうどうや活動かつどうの規制きせい

(3) 奉仕活動ほうしかつどう

(4) 費用弁償ひようべんしょう

(5) その他教育的に必要た きょういくてき ひつよう おもと思われる措置そ ち

懲戒等ちようかいとうの対象たいしょう

第5条 懲戒等ちようかいとうを行う対象おこなについては、次の各号に挙げるものとする。

1 触法行為しよくほうこういがあった場合ばあい

2 暴力行為ぼうりよくこういにより傷害しょうがいを与えた場合あた ばあい

3 故意こいに施設・設備しせつ せつび、備品等びひんとうを破損はそんさせた場合ばあい

4 生徒心得せいとこころえに著しく違反いちじるした場合いはん ばあい

5 社会しゃかいのルールやマナー及び公衆道徳等およ こうしゅうどうとくなどを守らなかつた場合まも ばあい

6 上記各号の程度じょうきかくごうが著しいか繰り返して行った場合ていど いちじる く かね おこな ばあい、または、改善かいぜんがみられない場合ばあい

7 その他、教育的に必要た きょういくてき ひつよう おもと思われる場合ばあい

懲戒等ちようかいとうの適用てきよう

第6条 懲戒等ちようかいとうの適用てきように当たっては、障害等しょうがいとうの特性とくせいに十分に配慮じゅうぶん はいりよをし、単に、懲戒等たん ちようかいとうの

適用てきようを行うものではなく、あくまでも当該生徒の教育的な改善とうがいせいと きょういくてき かいぜんを図るために行うなど、

十分に教育的な配慮じゅうぶん きょういくてき はいりよ おこなを行う。

2 懲戒の適用に当たっては、保護者及び本人と十分な話し合いを行い、学校と保護者、本人との相互の理解を得た上で行う。特に自宅謹慎における欠席の扱いについては事実関係と指導方針を十分に説明する。

また、保護者の意向を十分に聞き、理解と協力を得られるようにする。保護者から出された意見についてはあらゆる角度から検討し、必要であれば再度生徒指導会議及び職員会議を開き、検討する。意見聴取は主に保護者からの弁明を聴くものであり、同意を得ることまでは必要ないものとし、意見についての検討を参考にして、校長が是非を判断する。

（懲戒等の決定及び通知等）

第7条 本規程第4条第1項及び第2項(3)(4)に示す懲戒等の起案に当たっては、生徒指導担当やH R 担任、寄宿舎担当による協議、生徒指導会議を経て、職員会議で協議し校長に意見の具申を行う。その場合、会議等を臨時に行うなどして、速やかに対応する。

2 校長は、職員会議の協議を開き、法令の示すところに基づき前項の懲戒を決定する。

3 自宅謹慎、登校謹慎及び本規程第4条第3項の教育的措置に当たっては、教育的に緊急措置が必要な場合があることから、前第1項、第2項(3)(4)によらず、生徒指導会議により起案し、校長の了承で行う。その場合においては、必ず、学年、寄宿舎、職員への報告を行う。

4 退学に当たっては、校長が保護者及び本人に直接会い、文書を持って通知を行う。

5 停学、自主退学の勧告及び退舎の処分に当たっては、校長が保護者及び本人に直接会い、口頭で行う。

6 自宅謹慎、登校謹慎及び本規程第4条第3項に示す教育的措置に当たっては、校長を含む適切な関係者から保護者及び本人に対して、口頭で行う。

かいじよ
(解除)

だい じょう かいじよ つぎ かくごう あ
第8条 解除については、次の各号に挙げるものとする。

- 2 せいとしどうたんどう ホームルームたんになん きしゆくしゃたんどう しどうけいかほうこく う せいとしどうかいぎ きょうぎ
生徒指導担当や H R 担任、寄宿舎担当より指導経過報告を受け、生徒指導会議で協議し、
とうがいせいと はんせい じゅうぶん みと しよくいんかいぎ ていあん げんそく
当該生徒の反省が十分と認められたとき職員会議に提案することを原則とする。その
ばあい かいぎとう りんじ おこな すみ たいおう
場合、会議等を臨時に行うなどして、速やかに対応する。
- 3 こうちよう しよくいんかいぎ いけん き かいじよ けつてい
校長は、職員会議の意見を聞き、解除を決定する。
- 4 じたくきんしん とうこうきんしんおよ ほんきていだい じょうだい こう しめ きょういくてきそち しどうかいじよ かん
自宅謹慎、登校謹慎及び本規程第4条第3項に示す教育的措置の指導解除に関しては、
とうがいせいと はんせい じゅうぶん みと たんとうしゃかん きょうぎ きあん こうちよう
当該生徒の反省が十分と認められたとき、担当者間で協議したのち、起案し、校長の
りょうしょう けつてい
了承で決定する。

ふそく
付則

- 1 この規程は、きてい へいせい ねん がつついたち しこう
平成28年9月1日から施行する。
- 2 きょうむきていいちぶかいせい ともない へいせい ねん がつみつ かいちぶかいせい
教務規程一部改正に伴い、平成30年4月3日一部改正。
- 3 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和2年3月31日一部改正。
- 4 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和3年3月31日一部改正。
- 5 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和4年3月31日一部改正。
- 6 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和5年3月31日一部改正。
- 7 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和6年3月31日一部改正。
- 8 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和7年3月31日一部改正。
- 9 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和8年3月31日一部改正。

【参考資料 法律について】

【刑法】

第38条 故意

法律を知らなかったからといって、罪を犯そうという意志がなかったと主張することはできません。

第60条 共同正犯

二人以上で一緒に犯罪を行った場合は、全員その犯罪を行ったものとして同様に扱います。

第95条 公務執行妨害及び職務強要

公務員の仕事を邪魔するために暴力を振るったり、脅迫をしたりした人は、3年以下の懲役か禁錮または50万円以下の罰金とします。

第104条 証拠隠滅等

他人の事件に関する証拠を隠したり、なくしたり、作り変えたり、偽物の証拠を作り出した人は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金とします。

第169条 偽証

「私は本当のことしか言いません」と誓ったうえで行った証言で嘘をついた人は、3ヶ月以上10年以下の懲役とします。

第174条 公然わいせつ

みんなの前でわいせつな行為をした人は、6ヶ月以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留、科料のどれかの刑とします。

だい じょう ぶつはんぶとう
第175条 わいせつ物頒布等

わいせつな本やプリント、絵や写真、データなどを配ったり、誰でも見られるような場所に置いたりした人は、2年以下の懲役か250万円以下の罰金・科料、またはその両方を科します。
このような行為をインターネットを通じて行った人も、同じ刑とします。

だい じょう しょうがい
第204条 傷害

人の体を傷つけた人は、15年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

だい じょう ぼうこう
第208条 暴行

人に乱暴な行いをしたけれども、相手にケガをさせなかった場合は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金か拘留、科料とします。

だい じょう きょうはく
第222条 脅迫

誰かを脅した人は、2年以下の懲役か30万円以下の罰金とします。

だい じょう めいよきそん
第230条 名誉毀損

誰かの名誉を傷つけて評判を落とすようなことを、多くの人に知らせた人は、それが事実かどうかに関係なく、3年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

だい じょう ぶじょく
第231条 侮辱

多くの人たちの前で人を馬鹿にしたり悪口を言ったりした人は、1年以下の懲役か禁錮、30万円以下の罰金、拘留、科料のどれかの刑とします。

だい じょう せつとう
第235条 窃盗

他人の持ち物を盗んだ人は窃盗の罪とし、10年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

だい じょう さぎ
第246条 詐欺

ひと だま もの て い ひと ねん い か ちょうえき
人を騙して物を手に入れた人は、10年以下の懲役とします。

だい じょう おうりょう
第252条 横領

たにん か あず かつて じぶん ひと ねん い か
他人から借りたり預かったりしたものを返さずに、勝手に自分のものにした人は、5年以下の
ちょうえき
懲役とします。

だい じょう きぶつそんかいとう
第261条 器物損壊等

たにん も もの こわ きず つか ねん い か ちょうえき
他人の持ち物を壊したり、傷をつけたり、使えなくしたりした人は、3年以下の懲役か30
まんえん い か ぼっきん かりょう
万円以下の罰金か科料とします。

みんぽう
【民法】

だい じょう せいげんこういのうりよくしや さじゆつ
第21条 制限行為能力者の詐術

みせいねんしや じぶん せいねん うそ けいやく おこな ぼあい こうい と け
未成年者が、自分が成年であると嘘をついて契約を行った場合は、その行為を取り消すこと
はできません。

だい じょう ふほうこうい そんがいばいしょう
第709条 不法行為による損害賠償

わざと、またはふちゆうい たにん けんり ほうりつ まも りえき がい あた ひと
わざと、または不注意によって、他人の権利や、法律によって守られる利益に害を与えた人は、
しょう そんがい たい かね しほら
これによって生じた損害に対してお金を支払わなければなりません。

だい じょう しょくぎょう きよか
第823条 職業の許可

みせいねん こ しんけん おこな ひと きよか しごと
未成年の子どもは、親権を行う人の許可をもらわなければ、仕事をすることはできません。

ぼうしたいさくすいしんぽう
【いじめ防止対策推進法】

だい じょう きんし
第4条 いじめの禁止

こ
子どもたちは、いじめをしてはいけません。

